

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

特定施設名		法		条例	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
圧延機械	金 属 加 工 機 械	1ーイ	・ 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの	1	・ 動力が 22.5kW 以上のもの
製管機械		1ーロ	・ すべてのもの	2	・ すべてのもの
ベンディングマシン		1ーハ	・ ロール式に限る ・ 原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	3	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
液圧プレス		1ーニ	・ 矯正プレスを除く	4	・ 矯正プレスを除く
機械プレス		1ーホ	・ 呼び加圧能力が 294kN 以上のもの	5	・ 呼び加圧能力が 30 トン以上のもの
せん断機		1ーヘ	・ 原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	6	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
鍛造機		1ート	・ すべてのもの	7	・ すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		1ーチ	・ すべてのもの	8	・ すべてのもの
ブラスト		1ーリ	・ タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	9	・ すべてのもの
タンブラー		1ーヌ	・ すべてのもの	10	・ すべてのもの
切断機		1ール	・ といしを用いるものに限る	ー	
空気圧縮機		2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	ー	
圧縮機		ー		11	・ 動力が 7.5kW 以上のもの
送風機		2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	12	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
破碎機又は摩砕機		3	・ 土石用又は鉱物用に限る ・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	13	・ すべてのもの（土石用又は鉱物用のもの又は食料品、肥料の製造の用に供するものは動力が 7.5kW 以上のもの）
ふるい機又は分級機		3	・ 土石用又は鉱物用に限る ・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	14	・ 動力が 7.5kW 以上のもの
織機		4	・ 原動機を用いるもの	15	・ 原動機を用いるもの
コンクリートプラント		5ーイ	・ 建設用資材製造機械に限る ・ 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの	16	・ すべてのもの
アスファルトプラント		5ーロ	・ 建設用資材製造機械に限る ・ 混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	17	・ すべてのもの

特定施設名		法		条例	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
ロール機		6	・ 穀物用製粉機に限る ・ 原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上	34	・ 破碎機及び摩砕機を除く
ドラムバーカー	木材加工機械	7ーイ	・ すべてのもの	18	・ すべてのもの
チッパー		7ーロ	・ 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	19	・ すべてのもの
碎木機		7ーハ	・ すべてのもの	20	・ すべてのもの
帯のこ盤		7ーニ	・ 製材用のものは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・ 木工用のものは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	ー	
丸のこ盤		7ーホ	・ 製材用のものは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・ 木工用のものは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	ー	
動力のこぎり機				21	・ 動力が 0.75kW 以上のもの
かんな盤		7ーヘ	・ 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	22	・ 動力が 0.75kW 以上のもの
抄紙機		8	・ すべてのもの	23	・ すべてのもの
印刷機械		9	・ 原動機を用いるもの	24	・ 原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		10	・ すべてのもの	25	・ すべてのもの
鋳造型機		11	・ ジョルト式のものに限る	26	・ すべてのもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン		ー		27	・ 出力が 3.75kW 以上のもの
工業用ミシン		ー		28	・ 同一建物に 10 台以上設置するもの
ニューマチックハンマー		ー		29	・ すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機		ー	※5ーイに含まれる	30	・ すべてのもの
金属用打抜機		ー		31	・ 動力が 2.25kW 以上のもの
グラインダー		ー		32	・ サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く
工業用ミキサー		ー		33	・ すべてのもの
重油バーナー		ー		35	・ 重油使用量が 15ℓ/h 以上のもの
ゴム、皮又は、合成樹脂の打抜機又は裁断機		ー		36	・ すべてのもの
スチームクリーナー		ー		37	・ すべてのもの

特定施設名	法		条例	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
金属工作機械	—		38	・ 同一建物内に 5 台以上設置するもの
石材引割機	—		39	・ すべてのもの
ドラム罐洗浄機	—		40	・ すべてのもの
風力発電設備	—		41	・ 出力が 20kW 以上のもの
板金又は製罐の作業	—		42	・ 厚さ 0.5mm 以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	—		43	・ すべてのもの
建設材料置場における運搬作業	—		44	・ 動力を用いる機械を使用する作業に限る ・ 土砂石の材料置場であって 1 月以上使用するもの